

鉛筆、シャープペン、フリクションボールペン等の消せるペンでの記入は御遠慮ください。

学校コード

記入例 1
(生活保護受給世帯)

令和8年7月3日

神奈川県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

【1】申請者
裏面

父、母が2名いる場合、どちらが1人目になってかまいません。
※必ず、裏面から記入してください

住所
神奈川県横浜市日本大通1-000マンション101

日中連絡が取れる電話番号
080-1234-5678

保護者1人目
(申請書記入者)

ふりがな
かながわ たろう

氏名
神奈川 太郎

高校生等との関係
☒親権者(父) ☐親権者(母)
☐未成年後見人 ☐未成年後見人である里親
☐主たる生計維持者 ☐生徒本人
☐その他()

保護者2人目

ふりがな
かながわ はなこ

氏名
神奈川 はなこ

高校生等との関係
☐親権者(父) ☒親権者(母)
☐未成年後見人 ☐未成年後見人である里親
☐その他()

7月1日時点で生活保護(生業扶助)受給世帯は①に☒してください。

☒ ①生活保護受給世帯(生業扶助)を7月1日時点で受給している

☐ ②住民税非課税世帯～年収490万円相当の世帯

☐ ③家計急変世帯

生活保護受給世帯であるにもかかわらず、②の世帯区分で申請した場合、奨学給付金を返還していただきます。

【3】令和8年度 県民税・市町村民税 所得割額 確認 ※生活保護は記入不要 ※家計急変でⅠ～Ⅲに該当しない場合は金額までを記入

所得割合計額の該当金額に☒

所得割額合計額(円)

申請者
道府県民税所得割額(円) 市町村民税所得割額(円)

申請者以外の保護者等
道府県民税所得割額(円) 市町村民税所得割額(円)

記入不要

7月1日時点で生活保護(生業扶助)受給世帯の方は(非)課税証明書等の提出はしないでください。

【4】高校生等の状況

ふりがな
かながわ じろう

氏名
神奈川 次郎

平成
2009年4月

西暦

在学する学校
名
私立
称
高等専門学校

課程
☒全日制
☐定時制
☐通信制

在学期間
2025年4月1日

卒業予定
2026年3月31日

在学期間
2026年

卒業予定
2026年

在学期間
2026年

卒業予定
2026年

在学期間
2026年

卒業予定
2026年

至(卒業)は、高校等に在学中の場合記入不要です。

【5】高校生等の家族滞在状況

☐ ①日本国籍

☐ ②特別永住者

☐ ③永住者

☐ ④日本人の配偶者等

☐ ⑤永住者の配偶者等

☐ ⑥定住者のうち将来永住する意思がある

☒ ⑦家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある

☐ ⑧上記以外(令和8年度新生入生で在留資格「留学」除く)

7月1日時点、在学している以外に、過去に他の学校にいた場合は記入してください。

在留期間満了日が7月1日より前の日付である場合は支給できません。

④～⑧に該当する場合は記入してください。

在留期間の満了日(西暦) 2029年3月31日

⑥、⑦において意思がない場合は、⑧になります。
⑧で令和8年度の新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【6】国籍証明書類 ※下記いずれか一つに☒

☐ 令和8年度就学支援金(新制度)又は学び直し支援(新制度)の支給決定通知書

☐ 令和8年度高校生等・新修学支援又は学び直し支援(旧制度)の支給決定通知書

☒ 住民票(写し)

☐ 在留カード(コピーしたもの)

☐ 特別永住者証明書(コピーしたもの) ※特別永住者である高校生等のみ

「第2号様式 振込先登録用紙」に貼付した、通帳の見開き部分又はオンラインバンク画面に記載されている名義人のとおりに正確に記入してください。誤字脱字、記入漏れ、名義人氏名変更、口座解約等で振込できなかった場合は支給ができない場合があります。
※高校生等の本人名義の口座可。

【7】上記【5】において、⑦の家族滞在に☒した方は記入

☒ 日本国の小学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

☒ 日本国の中学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

家族滞在の方で、日本の小学校を卒業していない場合は【5】の⑧になります。
令和8年度の新入生で在留資格が「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【8】振込先口座

金融機関名
銀行 信用金庫 信用組合・農協

金融機関コード
0123

支店
本店 支所 出張所

支店コード
012

振込先口座
預金種目
普通・当座 貯蓄

口座番号
0123456

口座名義人(申請者)
カナガワ タロウ

※通帳見開きに記載された名義人を正確に記入してください

【裏面があります⇒】

<県使用欄>

記入不要

【9】生活保護(生業扶助)を受給しているかの確認 ※該当しない場合は次へ

両面印刷でない場合は氏名を余白に記入

☒

申請する年度の7月1日時点において、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条に定める生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることを確認したので、福祉事務所が7月1日以降に発行した生活保護受給証明書を提出します。この申請における非課税世帯ではありません。

【10】上欄に該当しないので①～⑥のうち該当するいずれかの者の令和8年度(非)課税証明書を提出します ※生活保護受給世帯の場合は、この欄は記入不要

7月1日時点で生活保護（生業扶助）を受給している場合は、ここに☑してください。

が2人存在する場合。共同親権もこれに含まれます。
(海外赴任等日本で住民登録がないことで課税証明書等を取得できない場合は、この欄は記入不要)

☐	② 親権者1名分(親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。) ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者は2名いるが、DVや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、一方の親権者	両面印刷ができない場合、この面にも保護者1人目の氏名を余白に記入してください。
☐	③ 未成年後見人 ・当該生徒が主として他の者（父母以外）の収入により生計を維持されている場合 ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く	
☐	④ 高校生等の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という。）(両親等) 2名 ・高校生等が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで主たる生計維持者に変更がない場合（入学時点で成人も含む）	
☐	⑤ 主たる生計維持者1名分 ・高校生等が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合(例:祖父母、おじ、おば) ・入学時点で高校生等が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者が1人だった場合 ・高校生等が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合 など	
☐	⑥ 高校生等本人 ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 など (親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長は除く)	

【11】申請区分について

☒

下表の3項目中、どの申請区分で申請するかを確認しました。

生活保護	【9】に☑した場合は、生活保護区分で申請をしてください。
------	------------------------------

神奈川県内の高校等※に在学していれば在学証明書は不要です。
(※通信制は本部校が神奈川県内であること。)

税所得割額、市町村民税所得割額（減免後）の合計額が次の3つのうちのいずれか。
・4,999円未満
・4,999円以上5,999円未満
・5,999円以上
※家計急変申請は、この欄は記入不要

【12】在留資格が通う高校等（本部校）の所在地が神奈川県外の場合は、在留資格の記載が必要

☐

高等学校等就学支援金又は学び直し支援金の受給資格があることの記載
・【12】で「通常申請」を選択した場合は、7月1日時点での在学状況の記載
・【12】で「家計急変」を選択した場合は、家計急変事由発生日の属する月（7月1日以後の場合は、7月1日以前の場合も含む）の属する月を記載
ただし、事由発生日が7月1日以前の場合は、7月1日以前の日を記載

住民票の写しについて
・住民票の写しは対象となる生徒が記載されていれば世帯一部でも構いません。
・きょうだいがいる世帯の申請は、申請ごとに原本が必要です。
・令和8年に発行された住民票をお願いします。
・在留期間満了日が申請日より前に到来するものはお使いいただけません。
この場合、更新された在留期間満了日が記載された住民票を提出してください。

【13】この申請における対象となる生徒の国籍等の確認事項について

☒

下表から、この申請における対象の高校生等の国籍及び在留資格ごとにおける、必要書類と生徒の意思について確認しました。
※ただし就学支援金、高校生等・新修学支援金、学び直し支援金の支給決定通知書で代用することも可です。

国籍、在留資格	必要書類	記載事項、要件など	生徒の意思
日本国籍	住民票の写し	市役所などで取得した原本であること	
特別永住者	・特別永住者証明書の写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・特別永住者証明書をコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、国籍・在留資格等の記載があるもの	
・永住者 ・日本国に配偶者 ・永住者配偶者 ・特別永住者配偶者 ・その他	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ	・在留カードはコピーしたもの ・住民票の写しは市役所などで取得した原本で、国籍・在留資格・在留期間等※の記載があるもの ※永住者については、住民票の写しに在留期間の記載は不要です。	・定住者は、将来永住する意思がある者が対象です。
・家族滞在	・在留カードの写し ・住民票の写し のいずれか一つ さらに、 日本の小学校、中学校の卒業証書の写し、卒業（修了）証明書の原本 のいずれか一つ	日本の小学校、中学校の卒業証書はコピー可。 卒業（修了）証明書の場合は卒業（修了）した学校等から取り寄せてください。 ・特別支援学校（小・中） ・義務教育学校の前後期及び中等教育学校の前期課程	・高等学校等を卒業後、日本で就労※して在留する意思がある者が対象です。 ※卒業後、大学等進学後に就労する場合を含みます

【14】誓約・委任について 次の内容を読んで理解した上で表面の記入をしてください。

誓約内容
申請者（及び申請者以外の保護者等）は、次のとおり誓約します。
・私がこの申請書に記載した内容は事実と相違ありません。また、この申請書に提出した書類は、提出した時点で、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
・（非課税世帯のみ）7月1日時点で生活保護（生業扶助（高等学校等就学費）を受給していること、及び令和8年度(非)課税証明書を提出することを確認したので、福祉事務所が7月1日以降に発行した生活保護受給証明書を提出します。この申請における非課税世帯ではありません。
・私は、神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
・この申請における対象となる高校生等は、過去に公私立問わず高等学校等に在学したことがありません。
・この申請における対象となる高校生等は、7月1日時点で休学していません（令和8年度(非)課税証明書を提出している場合、令和8年度(非)課税証明書を提出している場合、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
・この申請の対象となる高校生等は、7月1日現在※、「児童福祉法による児童入所施設、措置費等国庫負担金について（令和5年5月10日こ支家第47号）」による措置費等の支弁対象となる生徒ではなく、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。）の支弁を受けていません。 ※家計急変申請は事由発生日の属する翌月の初日

委任内容 ※未済がある場合
申請者（及び申請者以外の保護者等）は、次のとおり委任します。
・授業料以外の教育費に関して学校へ納付する納付金等に未済があるので、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てるために、学校長が高校生等奨学給付金を代理受領することについて委任します。

鉛筆、シャープペン、フリクションボールペン等の消せるペンでの記入は御遠慮ください。

学校コード

記入例2
(生活保護受給世帯以外)

神奈川県知事 殿

令和8年7月3日

高校生等奨学給付金受給申請書

【1】申請者
裏面

父、母が2名いる場合、どちらが1人目になってもかまいません。

記入をもって誓約・委任します。

※まず、裏面から記入してください

保護者 1人目 (申請書記入者)	住所	神奈川県 横浜、日本大通1 〇〇〇マンション101			日中連絡が取れる電話番号 080 - 1234 - 5678			
	ふりがな	かながわ たろう			高校生等との関係	☒ 親権者(父) ☐ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ 主たる生計維持者 ☐ 生徒本人 ☐ その他()		
	氏名	神奈川 太郎						
	ふりがな	かながわ はなこ			高校生等との関係	☐ 親権者(父) ☒ 親権者(母) ☐ 未成年後見人 ☐ 未成年後見人である里親 ☐ その他()		
	氏名	神奈川 花子						

7月1日時点で生活保護(生業扶助)を受けていない保護者等は②に☑してください。

7月1日時点で生活保護(生業扶助)を受けていない保護者等は②に☑してください。

【2】区分 次のいずれかに☑

☐①生活保護受給世帯(生業扶助の高等学校等就学費を7月1日時点で受給している)

☒②住民税非課税世帯(令和8年度(非)課税証明書の市・県民税所得割額を見て記入してください。

☐③家計急変世帯

配偶者控除となっている保護者等で、市・県民税が課税されていなくとも令和8年度 非課税証明書を提出し、0と記入してください。

【3】令和8年度 県民税・市町村民税 所得割額 確認 ※生活保護世帯は、家計急変でⅠ～Ⅲに該当しない場合は金額を0と記入してください。

所得割合計額の該当金額に☑	所得割額合計額(円)	道府県民税所得割額	市町村民税所得割額(円)	道府県民税所得割額(円)	市町村民税所得割額(円)
☐ Ⅰ 0円(非課税)	105,800	63,300	42,500	0	0
☐ Ⅱ 100円～105,499円					
☒ Ⅲ 106,000円以上					

保護者等の所得割額の合計額を記入し、あてはまる欄に☑をつけてください。

至(卒業)は、高校等に在学中の場合記入不要です。

【4】申請者
ふりがな

氏名

神奈川 次郎

平成 2009年 2月 2日

西暦

在学する学校

名 称

私立

◆◆高等学校

課程

☒全日制 ☐定時制 ☐通信制

在学期間

自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日

在学期間

自 2026年 4月 1日 至 年 月 日

上記とは別に在籍したことがある高校等

名 称

県立

◆◆高等学校

課程

☐全日制 ☐定時制 ☐通信制

在学期間

自 2025年 4月 1日 至 2026年 3月 31日

在学期間

自 2026年 4月 1日 至 年 月 日

【5】在留資格
① 7月1日時点、在学している以外に、過去に他の学校にいた場合は記入してください。

☐② 永住者

☐③ 日本人の配偶者等

☐④ 永住者の配偶者等

☐⑤ 定住者のうち将来永住する意思がある

☒⑥ 家族滞在のうち、日本国の小学校、中学校を卒業した者であって、高校等卒業後に日本で就労して定着する意思がある

☐⑦ 上記以外(令和8年度新生で在留資格「留学」除く)

在留期間満了日が7月1日よりも前の日付である場合は支給できません。

④～⑧に

在留期間の満了日 (西暦) 2029年 3月 31日

【6】国籍証明書類 ※下記いずれか一つに☑

☐令和8年度就学支援金(新制度)又は学び直し支援(新制度)の支給決定通知書

☐令和8年度高校生等・新修学支援又は学び直し支援(旧制度)の支給決定通知書

☒住民票(写し)

☐在留カード(コピーしたもの)

☐特別永住者証明書(コピーしたもの)※特別永住者である高校生等のみ

「第2号様式 振込先登録用紙」に貼付した、通帳の見開き部分又はオンラインバンク画面に記載されている名義人のとおりに正確に記入してください。誤字脱字、記入漏れ、名義人氏名変更、口座解約等で振込できなかった場合は支給ができない場合があります。 ※高校生等の本人名義の口座可。

【7】上記【5】において、⑦の家族滞在に☑した方は記入

☒日本国の小学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

☒日本国の中学校の卒業証書又は卒業証明書 を提出する

家族滞在の方で、日本の小学校、中学校を卒業していない場合は【5】⑦に記入する必要があります。令和8年度の新入生で在留資格「留学」の場合は、本給付金は対象外となります。

【8】振込先口座

振込先口座	金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合・農協	金融機関コード	0 1 2 3	▽▽▽	本店 支店 本所・支所 出張所	0 1 2
	預金種目	普通・当座 貯蓄	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	口座名義人(申請者)	カナガワ タロウ	

※通帳見開きに記載された名義人を正確に記入してください

<県使用欄>

記入不要

両面印刷でない場合は氏名を余白に記入

【10】 ☒ 該当しないので①～⑥のうち該当するいずれかの者の令和8年度(非)課税証明書を提出します ※生活保護費は不要

両面印刷ができない場合、この面にも保護者 1 人目の氏名を余白に記入してください。

☒ 下表の3項目中、どの申請区分で申請するかを確認しました。

神奈川県内の高校等※に在学していれば在学証明書は不要です。
(※通信制は本部校が神奈川県内であること。)

□ 【12】で「通常申請」を選択した場合は、7月1日時点での在学状況の
 □ 【12】で「家計急変」を選択した場合は、家計急変事由発生日の属す
 であるか）。ただし、事由発生日が7月1日以前の場合は、7月

・住民票の写しは対象となる生徒が記載されていれば世帯一部でも構いません。

- ・きょうだいがいる世帯の申請は、申請ごとに原本が必要です。
- ・令和8年に発行された住民票でお願いします。
- ・在留期間満了日が申請日より前に到来するものはお使いいただけません。

この場合、更新された在留期間満了日が記載された住民票を提出してください。

下表から、この申請における対象の高校生等の国籍・在留資格ごとに、**※ただし就学支援金、高校生等・新修学支援金**の申請は、必ず直し支援金の支給決定通知書で代用することも可です。

必要事項を確認したら
☒してください。

日本の小学校、中学校の卒業証書はコピー可。
卒業（修了）証明書の場合は卒業した学校等から取り寄せてください。

施設入所や里親に養育されている高校生等は、見学旅行費、特別育成費の支給を受けていることがあるので必ず確認してください。

・授業料以外の教育費に関して学校へ納付する納付金等に未済があるので、私が支給を受ける高校生等奨学給付金をその未済に充てるために、学校長が高校生等奨学給付金を代理受領することについて委任します。

記入例 2
補足

(非) 課税証明書の市・県民税所得割額の確認箇所(例)

横浜市の場合

▼税額控除等 (円)			▼所得割・均等割 (円)		
	市 民 税	県 民 税		市 民 税	県 民 税
税額控除前所得割	65,300	44,000	減免前所得割	63,300	42,500
調整控除	2,000	1,500	所得割減免額	0	0
配当控除	0	0	減免後所得割	63,300	42,500
住宅借入金等税額控除	0	0	減免前均等割	3,000	1,000
寄附金税額控除	0	0	均等割減免額	0	0
外国税額控除	0	0	減免後均等割	3,000	1,000
所得割調整額	0	0	▼森林環境税 (円)		
配当割譲所得割	0	0		森林環境税	
所得割額	63,300	42,500		1,000	
				0	
				1,000	

「減免後所得割額」を記入してください。

川崎市の場合

課 税 額		
	税 源 移 譲 前	税 源 移 譲 後
課税額合計	*****	¥185,200
(内) 市民税所得割額	¥107,600	¥143,500
(内) 市民税均等割額	¥3,000	¥3,000
(内) 県民税所得割額	*****	¥36,400
(内) 県民税均等割額	*****	¥1,300
(内) 森林環境税額	*****	¥1,000

「税源移譲後」の所得割額を記入してください。